

# 極秘通信

24号 2017年7月10日発行

【Tel】 052-838-8795

【Fax】 052-838-8796

【Eメール】 no\_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】 http://nohimityu.exblog.jp/

【ツイッター】 https://twitter.com/himitsu\_control

【facebook】

https://www.facebook.com/nohimityu

## 安倍退陣の声を上げよう

共同代表・弁護士 中谷 雄一

1

安倍首相は5月3日、日本会議へのビデオメッセージで、2020年までに改憲するとスケジュールを示した。憲法9条に3項を付け加え、自衛隊を明記するという。現状と変わらないというのは嘘である。自衛隊が憲法内の存在になれば、憲法との緊張関係のなくなった自衛隊は一層の自由を獲得するだろう。一切の軍事力を否定していた憲法を变质させることにつながる。警察による市民監視、恣意的な弾圧の手段となるとして批判されていた共謀罪を国会法に違反して(中間報告の要件を満たさない)委員会審議を省略し、内外の反対を押し切って強行採決してしまった。我が国の刑

法の基本原則を変更する、法制定の必要性がない、曖昧で不明確な犯罪の構成要件、一般人が対象となる危険性などの疑問が出され、国連特別報告者からも懸念が伝えられる中、数多くの疑問にまともに答えないまま数の力を頼んで強行してしまつた。

2

安倍政権は、この間、米軍と一緒に海外で戦争するための準備を着々と進めてきた。外征用の装備を揃え、市街地制圧の訓練を積み、米軍との共同訓練などの実態を先行させ、集団的自衛権行使容認の閣議決定、戦争法の制定により海外での戦争の法的根拠を整えた。戦争に反対する勢力を弾圧

3

するための治安立法として秘密保護法に続いて、共謀罪が制定された。

しかし、加計学園、森友学園の疑惑隠しの強行採決は世論の反発を招き、内閣支持率を下げた。前川文科事務次官を始めとした文部官僚の反抗は、メディアの一部も巻き込んで政権を揺さぶっている。憲法改正への首相発言も自民党内にも異論を生み出した。高い支持率を背景に築いてきた安倍一強体制に揺らぎがみえてきたのである。万全に見える安倍政権は、国民はすぐに忘れるだろうと高をくくっている。文部官僚には処分脅しで口を封じようとするだろう。メディアは脅しと懐柔により操縦しようとするだろう。政権に批判的な世論には、国会外でどんな声をあげようと無駄だと無力感を抱かせ立

ちあがる気力を奪おうとするだろう。しかし、税金をわがもののように分け与えてあたりまえのようにふるまう政権の腐敗体質が人々の前に明らかになった。国家の役割をわすれ、人々が安心して暮らすことさえ脅かす政権に反対の声をあげないわけにはいかない。安倍首相による憲法改正発言は政権にとつての賭けである。腐敗した安倍政権に直ちに退陣を求めよう。安倍首相による権力の乱用を見過ごすわけにはいかない。自立した人間として生きるために声をあげよう。真面目に日々を生き、子や孫の平和な生活を願う私たちが負けるわけにはいかない。安倍退陣の声をあげよう！



安倍政権打倒を呼びかける中谷弁護士(6・16「街宣」名古屋・栄)

# 共謀罪の本質と現実を掘り下げる 連続学習会を開催

〈第1回 刑法から迫る共謀罪の本質〉

## 「刑法から見た共謀罪の問題点」

講師：平川宗信さん(名大・中京大名誉教授)

報告 会員・勝寄 昭

5月11日、満員の参加者を迎え「これからの講演内容をしつかり受けとめ共謀罪反対の運動を大きく盛り上げていきましょう」と司

会の濱寫弁護士がこう呼びかけて連続学習会は開始されました。講師は刑法学の専門家・平川宗信さん。

講演に入る前に名古屋市瑞穂区高層マンション建設を巡る刑事事件の当事者〇氏が不当極まりない逮捕と長期の拘束の一件を、怒りをにじませて語り、「共謀罪が制定されたら第2、第

3の事件が多発するだろう」と述べられました。平川さんの講演 I 共謀罪法案を巡る動き

を、二人以上の計画に変えて法案化しているから限定的だ、と。しかしその中身は、かつて2度廃案になった共謀罪法案とほとんど一緒です。また準備行為についている例示は限定にならず、将来「改正」すればいくらかでも大きく増えていくものです。立法に携わる治安官僚の伝統的手法は「小さく生んで大きく育てる」というものなのです。

### II 刑法基本原則からみた共謀罪の問題点

刑法の基本原則Ⅱ原理は日本国憲法31条の定める罪刑法定主義です。31条は「何人も法律の定める手続

きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定しています。人を処罰するためには法律に定めておかねばならない。とんでもない悪法は刑法として認めない。このように憲法は原理・原則の尊重を謳い人権を守ることを高らかに宣言しています。

しかし、今回の共謀罪は、様々な問題があります。そもそも共謀(「計画」とは何か。漠然として判断の基準が全く示されていません。ぼんやりとした計画の準備行為をしたとみなせば、本人だけでなく計画に加わった者も共謀者として処罰されるというものです。これは実質的な思想・内心の自由への処罰をしようとする看過できない法案です。

次に問題は対象犯罪の広範性と立法事実の欠如です。頭のなかで考えたことⅡ計画

を処罰しようとする限り思想の処罰に近いといわねばなりません。さらに適正手続の保証がなく、限りなく人権侵害的捜査の可能性が拡大します。

### III 治安刑法としての共謀罪の問題点

市民のために生活安全を保障するのが市民刑法、政治的支配秩序を守るのが治安刑法です。前者の捜査活動を担当するのが刑事警察で、後者は公安警察です。「テロ等準備罪」は紛れもなく公安警察が担当する治安刑法です。共謀罪の適用は、体制にとつて不都合なものになされる。公安警察は起訴して有罪にする必要がなく、捜査は恣意的かつ強権的になり易い。すでに改悪されている盗聴法や刑事訴訟法により、共謀罪の舞台は整えられ、国民監視の網は張りめぐらされている。



共謀罪は治安刑法と喝破する平川さん

## 〈第2回 憲法から迫る共謀罪の本質〉

### 「憲法から見た『共謀罪のある社会』」

講師：本秀紀さん(共同代表・名古屋大学教授)

報告 濱嶋将周(事務局長・弁護士)

5月25日、会場いっぱい  
の120人の参加者が詰め  
かけ、連続学習会第2回が  
開かれました。

講演に先駆け、大垣警察  
市民監視違憲訴訟の原告か  
ら、報告がありました。

真宗大谷派僧侶である松  
島勢至さんは、警察が松島  
さんを30年近く監視してい  
たとし、阿弥陀仏は極楽浄  
土の無三悪趣(地獄・餓鬼・  
畜生の無いこと)を説いて



いる、畜生とは管理・監視  
され主体を奪われることで  
ある、監視のない社会を目  
指して裁判を闘うと決意を  
述べました。

また、近藤ゆり子さんは、  
警察が市民の身辺調査をす  
ることは「通常の警察業務  
だ」と言明した、ともに  
「もの言う自由」を守ろう  
と呼び掛けました。

続いて、「愛知の会」共  
同代表である本 秀紀さん  
(名古屋大学教授)が、  
「憲法から見た『共謀罪の  
ある社会』」を講演しまし  
た。以下、講演の概略です。  
共謀罪は、犯罪行為の前  
の、市民のコミュニケーション  
を処罰するもので、日常  
的な情報収集≡監視が必要

になる。維新の会によって  
修正案に盛り込まれたG P  
S 捜査立法化の検討は、正々  
堂々と監視すると言ってい  
るようなものだ。

それぞれかけがえのない  
存在である「個人」を尊重  
し、その権利を保障した権  
力行使を行わせるために憲  
法が存在する。安倍政権は、  
その「立憲主義」の考え方

と全面的に衝突している。  
数を背景に、権力統制のた  
めのシステムにまで介入し、  
悪法を積み重ねて憲法解釈  
を変え、明文改憲にまで踏  
み込もうとしている。

憲法13条によって保障さ  
れた「プライバシー権」の  
現代的意義は、何を相手に  
伝えるか自ら調整すること  
で自己のアイデンティティ  
を主体的に決定することに  
ある。警察が日常的な監視  
で個人情報に勝手に集め、  
それを勝手につなぎ合わせ、  
市民の自由な活動を妨げよ  
うとした大垣事件は、重大



なプライバシー権の侵害だ。

憲法21条によって保障さ  
れた「表現の自由」は、民  
主主義社会の根幹をなす権  
利で、その中核には「異論  
を唱える自由」がある。警  
察による監視・情報収集・  
漏洩による萎縮効果と、コ  
ミュニケーションの遮断≡  
市民同士がつながり合う権  
利の否定をねらった大垣事  
件は、自由な市民活動、表  
現の自由への重大な制約と  
なる。

現在の日本では、選挙制  
度の弊害等により、選挙に

よる国民代表≡国会を中心  
とする制度的公共圏に国民  
の意思が反映されていない。  
したがって、メディアに加  
え、デモ、集会、街宣等の  
路上の民主主義による非制  
度的公共圏からの発信と制  
度的公共圏への連動が重要  
となる。共謀罪は、この非  
制度的公共圏を萎縮させる。

「自由の下支えとしての  
9条」の観点のみならず、  
「自由に支えられた9条」  
の観点も必要だ。異論を唱  
える自由が失われたとき、  
平和はどうなるか。共謀罪  
は「戦争する国づくり」の  
重大なワンピースとなる。

異なった「個人」である  
市民が、さまざまな場で声  
を上げ、非制度的公共圏を  
盛り上げ、制度的公共圏を  
動かし、共謀罪を廃案に追  
い込もう！



### 第3回 治安維持法から迫る共謀罪の本質 「政府は何を懸らせようとしているのか」

講師：内田博文さん(九州大学名誉教授)  
報告 会員・武藤聡



「戦争への地獄の道」  
3 大悪法Ⅱ 秘密保護法・戦争法・共謀罪を許してはならない！これらの法律によって今、立憲主義、民主主義が音を立てて崩壊している。内田先生は、戦前の治安維持法を、ホップ（1925（大正14）年、全7条から成る治安維持法の制定）、ステップ（1928（昭和3）年、全65条とする改正）結社の目的遂行のためにする行為を罪に）、ジャンプ（1941（昭和16）年、

改正という形式をとった新立法―準備結社や支援結社も罪に）の三段階に考察し、共産党、労働組合等、自由主義・民主主義を標榜するサークル活動等、新興宗教団体：と取締り対象が幾何級数的に拡大されていった一方で、公判の公開禁止、弁護人の活動制限、更に更生保護や予防拘禁制度：と司法制度が崩壊していった。歴史的事実を指摘された。私の伯母もサークル活動から治安維持法違反で検挙された事実がある。

共謀罪も治安維持法も、もつと前の段階の、行為も結果もないものを処罰する。この大原則から全く外れた罪の創設により、取締り当局が犯罪だと思つたものが犯罪になる、即ち「普通の人々の「普通の生活」が処罰の対象になる。これを知り、私は、共謀罪は憲法31条の適正手続条項に違反するだけでなく、その国家主義的発想から憲法前文の国民主権、憲法11条に基本的人権が侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられていること、憲法13条の生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利、憲法21条の言論・結社の自由等々に違反していると考えに至つた。

年代半ばから提唱され始めたもので、法益にとつて危険性を有する個人には他の社会構成員と同等の人権保障を与える必要がない）に立脚している、そして、この考え方は、隔離と従順な国民作りと連動していると警鐘を鳴らされた。その分析の鋭さに、私は、現在の社会状況と照らし合わせて納得しただけでなく、現政権にとどまらない保守政権が歴史的に築き上げてきた体制の恐ろしさを感じた。そして、「戦争への地獄の道」（私が街宣で話をさせていただくときに使っている言葉）へと導く戦争国家体制作りを、安倍政権が今、着々と準備しており、共謀罪もそのひとつで、「誰もが戦争国家のなかにとっぷりと巻き込まれていく」という内田先生の言葉に、私は思わず、「その通りだ！」と声を上げた。

丁寧な講演には大変感謝するとともに、そのお礼としても、これからの共謀罪廃案への運動につなげていかなければと強く感じた。それは、言うまでもなく、高校生、大学生、中小零細経営者、労働者等々市民が結束して立ち向かうことであり、今までのやり方に拘ることなく、音楽を取り入れる（私の持論）など広く共感が得られる方法で、堂々と諦めずに、最後まで闘い抜くことである。必ずや廃案にさせよう。



## 特別編

# 「国際社会から見た日本の表現の自由とメディアと共謀罪」

講師・藤田早苗さん(英国エセックス大学  
人権センターフェロー(国際人権法))

報告 会員・森 悠(弁護士)



一 6月6日、エセックス大学人権センターの藤田早苗さんによって、「国際社会から見た日本の表現の自由とメディア」というテーマの下、講演が行われました。当日は立ち見がでるばかりでなく残念ながら部屋に入れない方もいらつしやるなど超満員であり、関心の高さをうかがわれました。

二 14年20日、政府から在京テレビキー局に対して、「公平な選挙報道」を「お願い」する文書が送られました。その直後の選挙に関して、選挙報道時間はその前の選挙の3分の2にまで落ち込み、政府の文書がメディアを萎縮させ自主規制をもたらしたと藤田さんは分析します。

マスメディアというのは、本来、公平性を要求されるものではないと藤田さんは指摘します。すなわち、マスメディアは、権力というものとはときに暴走するものだという前提に立ち、市民の側に立って権力を監視することが大きな役割であり、厳密に公平性を要求すれば権力に対して批判することはままならず、その役割を果たすことはできないという事です。

権力を監視するという役割を果たすため、マスメディアは権力を監視するという役割を果たすため、マスメディアは権力を監視するとい

アは権力から独立していることが重要ですが、安倍首相とメディアが会食を18ヶ月で30回以上行っているという現状では、独立性が保たれているとは言えないことを藤田さんは指摘します。

三 2017年5月18日、国連人権理事会特別報告者であるジョセフ・カナタチ氏が、共謀罪について「プライバシーと表現の自由を制約するおそれがある」として懸念を表明する書簡を日本政府に送っています。これについて、菅官房長官は個人的な意見と扱い、外務省は書簡が送られた1時間後に抗議文書を送っています。カナタチ氏は官房長官や外務省に対する反論として、外務省の「抗議」はただ怒りの言葉が並べられているだけで中身は無く、書簡の内容について全く反論がされていなかったと述べています。

国連人権理事会の特別報告者というのは、人権理事会が任命する専門家であり、調査結果を理事会に報告し、理事会に認められれば理事会としての意見となるなど、到底個人的な意見として片付けられるものではないことを藤田さんは指摘します。

四 また、2017年4月19日には同じく人権理事会特別報告書であるデービッド・ケイ氏が会見において、政府がメディアに直接・間接に圧力をかけているという、知る権利及び表現の自由への懸念を示し、政府から何度も注意をされることによる萎縮効果が一番危険で、それが実際に起きています(自主規制)ことを指摘しました。

五 私たちとしては、権力と戦い真摯に取り組んでいくメディアに対しては、きちんと称賛の声を届けてあげることが重要だと藤田さんは述べます。

立ち席で熱心に聞く参加者も

# 一〇〇〇名が「共謀罪は廃案！」を訴える

「共謀罪」阻止緊急行動6・10大集会・デモ

中川匡亮(事務局次長・弁護士)

当会、安倍内閣の暴走を止めよう！共同行動実行委員会、日本国民救援会愛知県本部の3団体の呼びかけにより、共謀罪阻止緊急行動6・10大集会・デモが開催されました。

集会では、塚田聡子さんの司会の下、初めに本秀紀当会代表が、「まだもの言う自由があるうちに法案に反対していこう」と呼びかけました。続いて、救援会の加藤里奈さんは、「国会答弁を聞いても政府は質問に答えていない」と訴え、共同行動実行委員会代表の長峯信彦さんは、ニーマラー牧師の詩を紹介し「政府は、『一般人が関係ない』というが、政府にいらまされたら『一般人』ではなくなる」と強調しました。さらに、大垣警察市民監視違憲訴訟

の司会の下、初めに本秀紀当会代表が、「まだもの言う自由があるうちに法案に反対していこう」と呼びかけました。続いて、救援会の加藤里奈さんは、「国会答弁を聞いても政府は質問に答えていない」と訴え、共同行動実行委員会代表の長峯信彦さんは、ニーマラー牧師の詩を紹介し「政府は、『一般人が関係ない』というが、政府にいらまされたら『一般人』ではなくなる」と強調しました。さらに、大垣警察市民監視違憲訴訟

の司会の下、初めに本秀紀当会代表が、「まだもの言う自由があるうちに法案に反対していこう」と呼びかけました。続いて、救援会の加藤里奈さんは、「国会答弁を聞いても政府は質問に答えていない」と訴え、共同行動実行委員会代表の長峯信彦さんは、ニーマラー牧師の詩を紹介し「政府は、『一般人が関係ない』というが、政府にいらまされたら『一般人』ではなくなる」と強調しました。さらに、大垣警察市民監視違憲訴訟

よう」と力を込めました。

続くデモでは、板谷信彦さんの歌に送られながらデモ隊が出発し、「市民の生活のぞき見するな!」、「テロ対策と嘘つくな」などのシュプレヒコールを上げながら、栄の街を練り歩きました。

集会には、約1000名の方にお集まり頂きました。これからも共謀罪に反対する声を上げていきましょう。



## 安倍内閣の暴走を止めよう あいち集会&デモ

共謀罪廃止！憲法改悪反対！  
辺野古新基地反対！  
森友・加計疑惑徹底究明！  
安倍政権打倒！

7月19日 18:20～ 光の広場

## 講演会(決起集会)

### 「共謀罪」一ひるむな、萎縮するな

今こそ憲法を武器にたたかおう！

講演：中谷雄二弁護士（当会共同代表）

報告：県内各地のとりのくみ

★ 7月25日(火) 18:30～20:30

★ ウィルあいち大会議室



## 事務局便り

共謀罪の成立をみた。すでに成立している秘密法と共謀罪が連動することが予想されるが、実は秘密法には共謀、教唆、煽動をそれ自体として処罰する先手が打たれていた。

連続学習会の折、内田博文さんに質問する機会はなかったが、『戦争と刑法―戦時治安体制のつくり方』（みすず書房、2015年）の中で、特定秘密保護法には「スパイ防止法案には見られなかった独立共謀罪が挿入されている。これ以降、独立共謀罪を広くさまざまな法律で規定するための橋頭堡にしよう」とされたためであろうか」と書かれた箇所注目していた。まさにその方向に動いたわけである。学習より行動だ！という短絡では、異論をもつ人々と多少とも理解を得る議論はできない。優れた知見を聞き、読書し、さらに仲間同士で議論をする認識が高まり、意外にも運動の具体的な力になる。都合の悪いことは隠蔽する政府に対抗し、諦めず、萎縮しないために、また秘密法から学習を！

会員・木村直樹